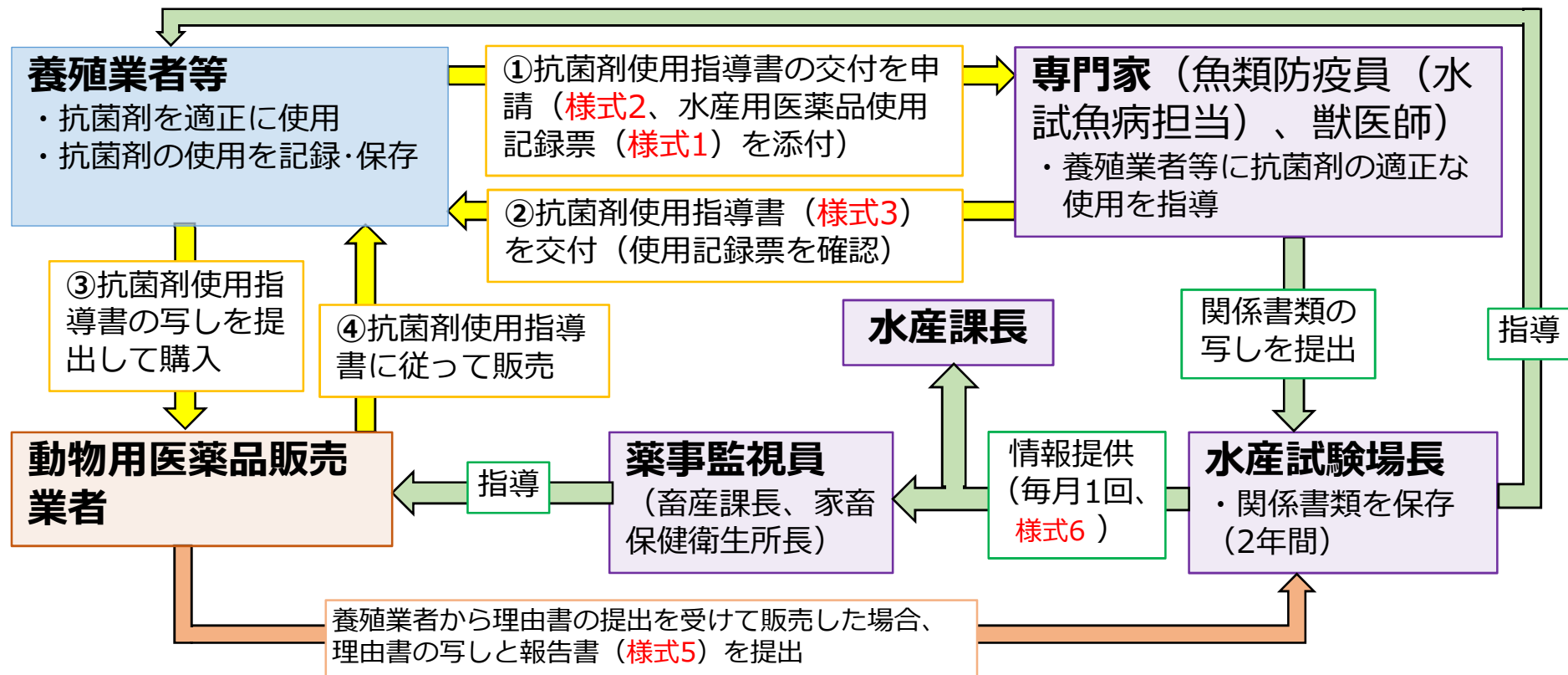


水産用抗菌剤の取扱いについて

平成29年7月
香川県水産課・畜産課

平成30年1月から、養殖業者等が抗菌剤を購入する際には、専門家（魚類防疫員、獣医師）が交付する書面（抗菌剤使用指導書）の提出を必要とする新たな仕組みが導入されます。



【注意事項】

- ❑ 予期せぬ疾病の発生等緊急時には、抗菌剤使用指導書なしに抗菌剤を購入・販売することが可能（理由書（様式4）の提出が必要）。
- ❑ 使用記録票、抗菌剤使用指導書の有効期限は1年間。

【問合せ先】

香川県水産課漁業振興・流通グループ
TEL 087-832-3471（直通）
香川県畜産課衛生環境グループ
TEL 087-832-3428（直通）

抗菌剤使用指導書の交付は、
香川県水産試験場長又は
獣医師に申請してください。

【香川県水産試験場】

〒761-0111

香川県高松市屋島東町75-5

TEL 087-843-6511(代表)

FAX 087-841-8133

E-mail suisansiken@pref.kagawa.lg.jp

問合せ先:魚病担当